

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十九号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和二十五年広島県規則第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の六の項普通肥料の種別の欄中「を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。